

## 令和2年度 事業計画

### 1 かんがいについて

#### (1) 葛西地区（葛西用水）

水資源機構により利根川に架かる利根大堰から埼玉用水を經由して（葛西用水路土地改良区及び羽生領島中領用排水路土地改良区分のかんがい用水）4月1日から9月30日までの間、最大水利権水量 29.470 m<sup>3</sup>/s、年間総取水量 267,507 千m<sup>3</sup>（平成29年3月3日変更）を超えない範囲で取水します。葛西・羽生領島中領土地改良区連合による、かんがい用水の取水計画に基づき、本土地改良区区域へかんがい用水を送水します。

なお、葛西用水路区域については、葛西用水路川口分水工から分水する北側用水路を始め、開水路からかんがいの区域への送水のほか、北側用水路下流の権現堂川用水路、琵琶溜井分水工から分水する中郷用水路、南側用水路を經由して送水される10ヶ所の揚水機場からパイプラインによりかんがい用水を送水します。

また、琵琶溜井から大落古利根川にかんがい用水を注水し、下流の古利根堰で河川水位を上げて、二郷半領揚水機場の取水を可能にさせるとともに、古利根堰から逆川を經由し瓦曾根堰で水位を上げて、八条用水路ほか下流区域へかんがい用水を送水します。

#### (2) 江戸川右岸地区（金野井用水）

春日部市西金野井の金野井揚水機場より、江戸川から最大水利権水量 3.693 m<sup>3</sup>/s、年間総取水量 56,200 千m<sup>3</sup>（平成29年3月3日変更）を超えない範囲で取水し、金野井用水路、元用水路、中用水路、新用水路へかんがい用水を送水します。

なお、ポンプ運転による取水は4月から9月までの間とし、それ以外の期間は、必要に応じ自然取水を行います。

#### (3) 二郷半領地区（二郷半領用水）

松伏町大川戸の二郷半領揚水機場より、4月1日から9月30日までの間、大落古利根川から最大水利権水量 4.174 m<sup>3</sup>/s、年間総取水量 42,500 千m<sup>3</sup>（平成29年3月3日変更）を超えない範囲で取水し、二郷半領用水路、新田用水路へかんがい用水を送水します。また、補給水として二郷半領中川揚水機場より、中川から年間総取水量 9,100 千m<sup>3</sup>を超えないよう取水し、二郷半領用水路に補給します。

また、円滑に用水の送水を行うために、

- ①遠方制御・監視システムの保守点検（総合管理所、揚水機場、堰上げ施設等）
- ②施設機械類の保守点検（揚水機場、堰、ゲート、除塵機等）
- ③電気保安業務（揚水機場、堰）

その他、水路等の雑草刈り払い、水路の浚渫、パイプラインの補修、電気設備等の部品交換など、かんがい期間中、支障なく用水が送水できるよう業務委託や直営作業を実施します。

## 2 本年度の主な事業

### ① 県営事業について（県営により行う事業）

埼玉県が事業主体となって「権現堂川用水路の整備」、「幸手領・権現堂地区の揚水機場、パイプライン施設の補修や更新」を実施するとともに、「古利根堰の耐震補強工事」、「事業調査」を実施します。また、新規事業で古利根堰の監視カメラ、水位計、流速計等の整備工事」を実施します。

- ・権現堂川用水路の整備：県営地盤沈下対策事業（地盤沈下により通水に支障がないよう水路を整備）
- ・幸手領・権現堂地区の揚水機場、パイプライン施設の補修等：県営機能保全事業（ストックマネジメント事業とも言い施設を長持ちさせる事業）
- ・古利根堰の耐震補強：県営土地改良施設耐震対策事業（大地震に備えるための補強工事）
- ・古利根堰の監視施設等の整備：県営農村地域防災減災事業
- ・幸手領・権現堂地区の揚水機場、パイプライン施設の補修や一部更新等に係る事業調査（2期地区）：機能保全事業調査（施設を長持ちさせるための調査、計画策定）

### ② 維持管理適正化事業（改良区が行う事業）

- ・本年度は、幸手領第3揚水機場除塵機、余水吐ゲートを対象に、補修を進めます。